

# 令和2年度訪問看護ステーション連携促進・増強事業業務委託

## 企画提案実施要領

### 1 趣旨

切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供を目指すうえで、医療機関・介護施設等の関係機関と連携し、安定した質の高い訪問看護を提供できる訪問看護ステーションの存在は非常に重要となる。

しかしながら、一方でマネジメントに課題を抱え、他機関との連携構築に苦慮している訪問看護ステーションもあり、質の高い訪問看護が必ずしも提供できていない場合がある。

本事業によって、ステーションの運営経験の少ない管理者を適切に支援し、運営マニュアルの策定、集合研修及び個別支援などにより訪問看護ステーションの経営支援を行い、マネジメント力を向上させることで、多職種・他機関との連携を促進させ、質の高い訪問看護に資する研修等の運営支援業務を実施する事業者を公正かつ公平に選定するため、プロポーザル（企画提案）方式により募集する。

### 2 委託業務

#### (1) 件名

令和2年度訪問看護ステーション連携促進・増強事業 業務委託

#### (2) 内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

#### (4) 委託料

3,000千円（在宅医療・介護連携推進事業）

### 3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、訪問看護ステーションの経営に精通したコンサルティング事業を運営する団体とする。

(1) 原則として、訪問看護事業を運営する団体（関連企業含む）

(2) 医療・介護サービスの運営または提供等について、過去2年間に研修を開催した実績や経験のある団体であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で次の各号にも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

- ウ 会社更生法（平成11年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの
  - オ 参加資格確認申請期限の日から事業者決定日までの間に、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止措置を受けている者
  - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (5) その代表者等（法人にあつては、その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。

#### 4 参加に関する手続き

##### (1) スケジュール【予定（案）】

	内 容	日 程
①	企画提案実施要領公表	令和2年7月6日（月）
②	参加申込書受付	令和2年7月7日（火）～令和2年7月15日（水）
③	質問受付	令和2年7月7日（火）～令和2年7月13日（月）
④	質問回答ホームページ掲載	令和2年7月15日（水）までの間に随時公開
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和2年7月20日（月）までに発送
⑥	企画提案書受付	令和2年7月27日（月）～令和2年7月31日（金）
⑦	ヒアリング・選考委員会開催	令和2年8月6日（木）
⑧	選考結果の通知	令和2年8月上旬に通知

※⑧については、正式に決定次第、参加申込受付者宛てに連絡する。

##### (2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

###### ア 提出期限

令和2年7月15日（水）午後5時必着 ※厳守

###### イ 提出方法

郵送または直接持参とする。時間外及び期間外の提出は受け付けない

ウ 提出先  
〒261-0001  
千葉市美浜区幸町1丁目3番9号  
千葉市在宅医療・介護連携支援センター（総合保健医療センター4階）

エ 提出書類  
（ア）企画提案参加申込書（様式2）  
（イ）誓約書（様式3）  
（ウ）企業概要（様式4）  
（エ）訪問看護事業の実施内容がわかる資料

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和2年7月20日（月）までに参加決定の可否について、電子メール及び書面により通知する。

### （3）内容に関する質問

本企画提案の実施において、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和2年7月7日（火）から令和2年7月13日（月）午後3時まで

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。

持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「訪問看護ステーション連携促進・増強事業業務委託企画提案に関する質問（法人名）」とすること。公募に関する必要項目についてのみ質問を受付けます。

提出先Eメールアドレス：[renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp](mailto:renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp)

ウ 提出書類

（ア）質問書（様式1）

エ 質問に対する回答

令和2年7月15日（水）までの間に、随時、千葉市在宅医療・介護連携支援センターホームページにて随時公開する。

ホームページアドレス：

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/renkeicenter/index.html>

なお、質問の回答内容については、本実施要領の追加又は修正とみなす。

### （4）企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和2年7月31日（金）午後5時必着 ※厳守

イ 提出方法

在宅医療・介護連携支援センターに電話にて提出日時を約束の上、郵送または直接持参すること。時間外及び期間外の提出は受け付けない。

ウ 提出先

〒261-0001

千葉県美浜区幸町1丁目3番9号

千葉県在宅医療・介護連携支援センター（総合保健医療センター4階）

エ 提出書類

(ア) 令和2年度訪問看護ステーション連携促進・増強事業業務委託企画提案提出資料（様式6）

(イ) 企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、オ及びカを参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記（ア）～（カ）に記載する全ての項目を盛り込むこと。

(ア) 提案趣旨

(イ) 基本方針

(ウ) 実施体制〔委託業務の実施体制（様式5）・個人情報の取扱いを含む。〕

(エ) 事業実績

(オ) 実施方法、実施計画（具体的な業務内容、運営マニュアル概要、研修の実施方針、進捗状況管理等含む。）

(カ) 事業費の内訳（下記クを参照）

カ 提出にあたっての留意事項

(ア) 企画提案書は、応募区分ごとに作成すること。

(イ) 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

(ウ) 仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用とともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

(エ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

(オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

(カ) 表紙には、①宛名「千葉県在宅医療・介護連携支援センター」、②タイトル「令和2年度訪問看護ステーション連携促進・増強事業業務企画提案書」、③提出年月日、④商号又は名称及び代表者名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

キ 提案内容（本文）は、1提案に対し、15ページ（表紙、目次、あい紙等を除く。）以内とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント

以上とすること。

ク 提案内容（本文）のうち、事業費の内訳については、円単位で見積もること。見積総額は人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。また、この委託事業は非課税のため、消費税額（地方消費税額を含む）は加算しない。

ケ 正本（1部）については、製本テープで製本し、袋とじ部分に押印すること。副本（9部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。

コ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

サ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

## 6 委託業者の選考

### (1) ヒアリングの開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でヒアリングを行う。ヒアリングの方法等は選考委員会で決定する。なお、ヒアリングにおいては、別途要綱に基づき設置している訪問看護ステーション連携促進・増強事業業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

ア 日 時 令和2年8月6日（木）

イ 会 場 千葉市総合保健医療センター 4階 会議室

ウ 控 室 千葉市総合保健医療センター 4階 研修室

エ 出席人数 各事業者2人までとする。コンサルタント等、法人の職員ではない者の出席は認めない。

オ 時 間 1事業者あたり20分～30分程度を予定（質疑応答含む）

カ 留意事項

(ア) ヒアリング当日の追加資料の配布は認めない。

(イ) 千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

### (2) 選考方法及び選考基準

#### ①選考方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、選考委員会の委員による採点により区域ごとに最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考する。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### ②選考基準

選考にかかる評価項目は別紙のとおりとする。

### (3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ウ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

#### (4) 選考結果の通知

選考結果については、ヒアリング後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、第1位の提案者については企業名・点数を、第1位の提案者以外の参加者については点数のみを、令和2年8月下旬を目途に千葉市ホームページに掲載するものとする。掲載予定日については、決定次第、参加申込受付け宛て連絡する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

### 7 契約方法

- (1) 第1位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

### 8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。  
ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

### 9 問合せ先

千葉市在宅医療・介護連携支援センター

〒261-0001

千葉市美浜区幸町1丁目3番9号（総合保健医療センター4階）

電話 043(305)5021 FAX 043(305)5079

Eメール renkeicenter.HWH@city.chiba.lg.jp

担当：内田 小山

## 選考基準について

選考にかかる項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。  
提出された書類及びヒアリングの結果を総合的に勘案したうえで候補者を特定する。

評価項目	評価の視点	配点
基本方針	事業受託に対する団体としての考え方・基本方針について、妥当性・発展性・意欲を評価する。 ・地域の実情及び業務目的の理解 ・応募の動機、事業受託に対する団体としての考え方 ・在宅医療の推進及び介護サービスとの連携に向けた方針	20点
実施体制	訪問看護事業の運営マニュアルについての考え方について、妥当性・有効性を評価する。 ・訪問看護ステーション運営マニュアルの在宅医療推進への実効性	15点
	運営マニュアルについて、事業の安定運営への有効性を評価する。 ・経営面におけるマニュアルの有効性 ・危機管理及び苦情へ適切に対応する体制 ・個人情報への取扱いや保護についての適切な体制	15点
事業実績	看護または介護サービスの提供や多職種との連携業務（医師及びケアマネジャーとの連携）の観点から、本事業における貢献が期待できるかを評価する。	10点
実施方法・計画 (業務管理)	具体的な業務内容と業務の進捗状況管理について、妥当性・具体性・計画性を評価する。	20点
実施方法・計画 (ネットワーク及び広域での生活支援体制整備)	医療・福祉に係る事業者との連携推進及び地域包括ケアシステム構築のための取組みに資するかについて、妥当性・具体性を評価する。 ・活動している様々な関係機関とのネットワーク構築方針 ・広域な範囲において調整する必要があるサービスに関わる姿勢 情報集約の方法 資源開発が必要なサービスの開発に向けた取り組み 等	15点
事業費の積算	積算の内訳、金額は適切であるか評価する。	5点
合 計		100点

## 選考基準について

選考にかかる項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。  
提出された書類及びヒアリングの結果を総合的に勘案したうえで候補者を特定する。